

児童相談体制に関する現状等

1 意見形成・表明支援事業の実施状況について

児童養護施設に入所している子どもを対象に、令和6年度から意見形成・表明支援事業を開始。

令和7年3月から令和8年2月までの間において、アドボケイトが児童養護施設へ52回訪問し、延べ227人の子どもから意見を聴いている。また、一時保護所への訪問も令和7年10月から開始し、令和8年2月までの間において延べ62人の子どもから意見を聴いているところであり、引き続き本事業を継続していく。

児童養護施設からは、「職員も子どもの権利に対する意識が高まった」という意見があったほか、子どもたちが意見表明等支援員の来訪を心待ちにする様子も見られている。

2 各区における相談・支援体制について

(1) 区家庭児童相談室の人員体制

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
H31職員数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
R4～R7職員数	6	6	6	6	4	6	4	4	6	4	52

※ 「職員数」には、会計年度任用職員（家庭児童相談員。R4年度から各区2名）を含む。

(2) こども家庭センターの位置付け

令和6年4月から各区健康・子ども課に児童福祉法における「こども家庭センター」の機能を位置付けるとともに、中央区、北区、東区の3区に専任の統括支援員である「おやこ支援担当係長」を新たに配置。令和7年4月からは、白石区、豊平区、西区の3区におやこ支援担当係長を配置、令和8年度は全区におやこ支援担当係長を配置する。

(3) 各区要保護児童対策地域協議会実務者会議の取扱数

区	年度	令和6年度							
		児童相談所				区（家児相）			
		新規		継続		新規		継続	
		世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
中央	55	66	103	137	105	167	641	943	
北	45	75	164	267	180	272	587	1,087	
東	62	95	177	244	139	202	510	934	
白石	51	63	125	144	168	207	619	1,110	
厚別	15	24	47	68	48	65	311	495	
豊平	31	42	87	109	103	167	630	1,086	
清田	13	16	43	63	29	56	157	261	
南	28	45	75	114	120	135	293	548	
西	47	59	162	228	86	124	357	727	
手稲	25	40	52	71	78	115	194	295	
合計	372	525	1,035	1,445	1,056	1,510	4,299	7,486	

※ 継続は令和7年3月末時点

(4) 各区における個別ケース検討会議開催回数、検討事例数

区	年度	令和5年度		令和6年度	
		開催回数	検討事例数	開催回数	検討事例数
中央		101	141	64	97
北		90	137	97	163
東		69	136	54	102
白石		76	133	80	137
厚別		32	46	44	58
豊平		80	129	68	104
清田		32	72	18	34
南		29	50	48	79
西		87	151	69	128
手稲		25	42	44	68
合計		621	1037	586	970

※ 一事例につき複数回検討例あり

3 専門職員等の配置状況及び一時保護の現状について

(1) 児童福祉司及び児童心理司の配置状況

	令和2年度時点の 配置数	令和7年5月1日時点の 配置数(職員定数)	令和7年度 必要配置数(国基準)
児童福祉司	58名	88名(※1)	88名
児童心理司	22名	43名(※2)	43名

※1 職員定数上は必要配置数と同数の人員を配置しているが、一部職員は児童福祉司任用前研修等の受講によって児童福祉司の発令要件を満たすこととなる見込み。

※2 勤務時間数の関係により、会計年度任用職員7名を常勤職員換算して5名として計上。

(2) 専門職員の配置状況

ア 医師・保健師

令和2年度から常勤医師職である医事担当部長を1名配置しており、令和7年10月からは東部児童相談所にも医事担当部長を1名配置(合計2名)。また、保健師については、双方の児童相談所において2名ずつ配置(合計4名)。

イ 常勤弁護士

令和3年7月から児童相談所の法的対応力強化を目的として、常勤弁護士である法務担当課長を1名配置。

ウ 警察職員

従前から北海道警察からの派遣職員として警察官(係長職)1名を配置していたが、令和6年度からは課長職による相互派遣とし、現職の警察官である調査担当課長を1名配置。

	医師職	保健師	弁護士	警察職員
札幌市児童相談所	1名	2名	1名	1名
札幌市東部児童相談所	1名	2名	—	—

※ いずれも常勤職員の配置数。

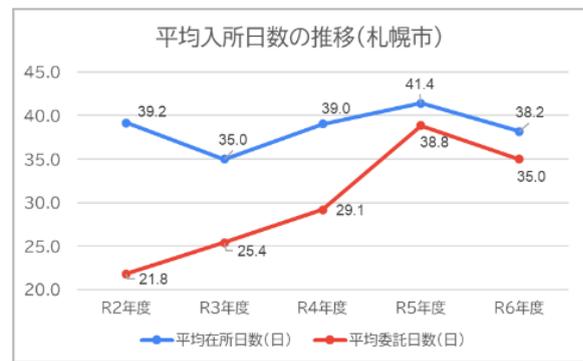
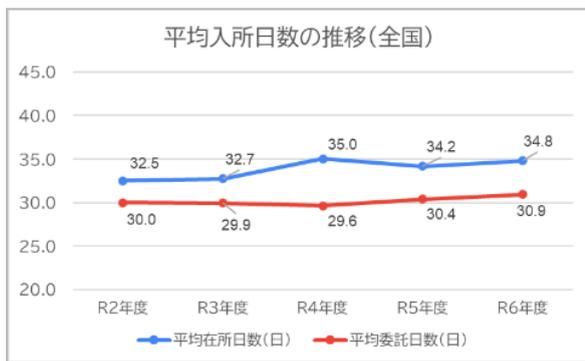
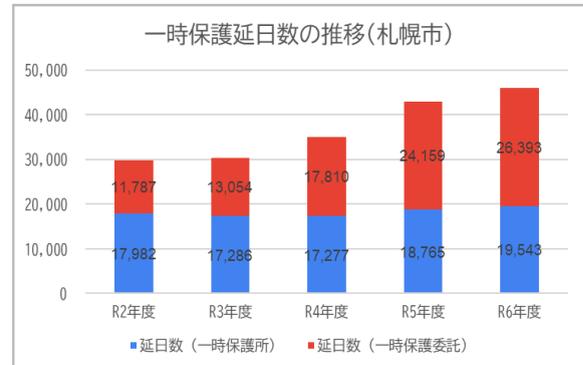
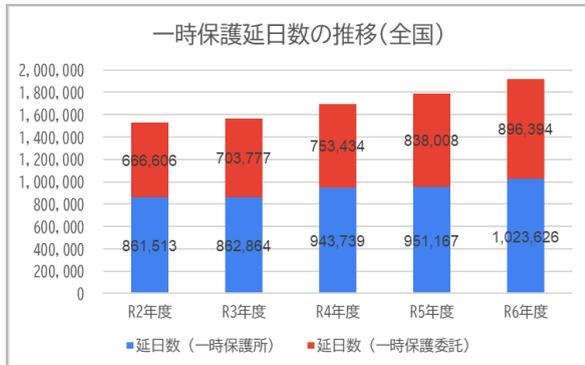
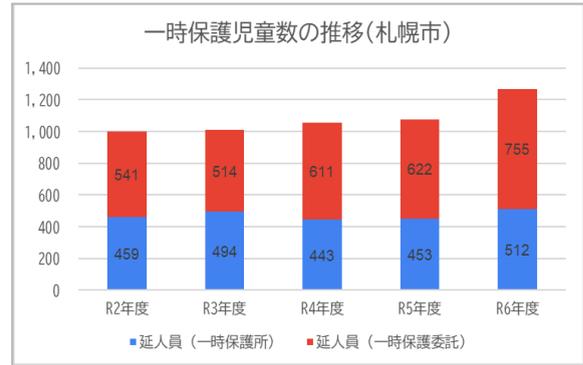
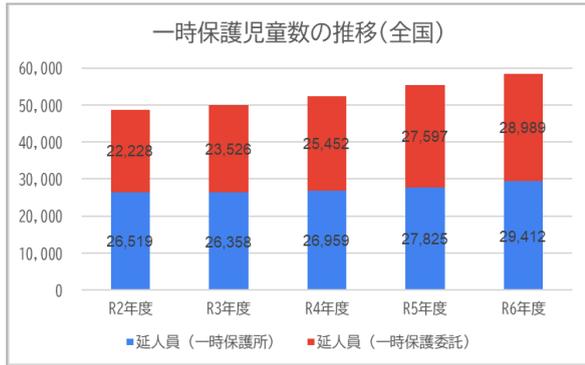
※ 弁護士である法務担当課長及び警察職員である調査担当課長は双方の児童相談所へシフト勤務を行うほか、定例会議や緊急時の会議へオンライン等によって参加。

(3) 一時保護の現状

全国的に一時保護児童の延べ人員及び延日数は増加し続けており、いずれも児童養護施設・里親等への一時保護委託における増加率が大きい傾向にある。本市においても同様の傾向にあり、特に一時保護委託における延人員及び延日数の大幅な増加がみられる。

一時保護を行うにあたっては、開放的環境下での養育、こどもの年齢、性別、多様なニーズに合わせた専門的ケア、通園・通学等の機会の確保などの観点から、一時保護委託を積極的に検討することも求められる。

一方で、一時保護が長期化している傾向にあることから、こどもの重大な権利制限であることを踏まえ、できるだけ一時保護期間を短縮するための取組を進めることが求められる。



4 社会的養護体制の現状について

(1) 施設整備状況

施設種別		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
乳児院	設置数	1	1	1	1	1	1
	(総定員)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)
児童養護施設	設置数	14	18	19	23	23	24
	(総定員)	(322)	(319)	(312)	(305)	(300)	(281)
児童養護施設(本体)	設置数	5	5	5	5	5	5
	(総定員)	(268)	(241)	(228)	(197)	(192)	(167)
地域小規模児童養護施設・分園型グループケア	設置数	9	13	14	18	18	19
	(総定員)	(54)	(78)	(84)	(108)	(108)	(114)
(参考)ファミリーホーム	設置数	12	14	15	16	17	18
	(総定員)	(72)	(84)	(89)	(95)	(101)	(107)
(参考)自立援助ホーム	設置数	7	9	10	14	20	25
	(総定員)	(42)	(54)	(63)	(93)	(139)	(168)
児童家庭支援センター	設置数	4	5	5	5	6	6
一時保護専用施設	設置数	0	2	2	4	5	5

(2) 札幌市内児童養護施設等の定員と児童措置数

	乳児院		児童養護施設		地域小規模児童養護施設		児童心理治療施設		ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	市内定員	措置人数	市内定員	措置人数	市内定員	措置人数	市内定員	措置人数	市内定員	措置人数	市内定員	措置人数
R5.4.1	40	18	215	188	90	68	23	6	95	64	64	33
R6.4.1	40	20	210	170	90	83	23	4	101	61	93	31
R7.4.1	40	23	185	169	96	94	23	7	101	87	145	71

※ 年度における集計時点が異なるため、市内定員と(1)における総定員は一致しない。

(3) 登録里親数・委託里親数・委託児童数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
登録里親数 (A) 単位：組	301	330	411	452	479
委託里親数 (B) 単位：組(※1)	130	135	140	151	147
登録里親中、委託里親の割合 (B/A)	43.2%	40.9%	34.1%	33.4%	30.7%
ファミリーホーム市内事業所数	12	14	15	16	17
里親委託児童数 (C)	173	186	194	206	207
ファミリーホームへの委託児童数(D)	59	64	70	78	89
施設(乳児院と児童養護施設) 入所児童数(E)	496	462	440	441	407
里親等委託率《(C+D)/(C+D+E)》	31.9%	35.1%	37.5%	39.2%	42.1%
年度内の新規里親等委託児童数 (F)	58	70	61	72	71
里親委託	33	39	37	39	37
養子縁組前提の里親委託(※2)	12	9	7	10	9
ファミリーホーム委託	13	22	17	23	25
年度内の新規施設入所児童数 (G)	100	101	70	81	75
年度内の新規里親等委託率《F/(F+G)》	37%	41%	47%	47%	49%
年度内の一時保護委託数	152	167	290	267	297
里親委託	108	144	242	224	247
ファミリーホーム委託	44	23	48	43	50
特別養子縁組成立件数(※2)	6	13	8	5	12

(年齢別)
3歳未満： 56.3%
3歳以上就学前：63.2%
学童期以降： 36.8%

※1：札幌児相と他児相から同じ里親に委託している場合は1世帯として計上。

※2：特別養子縁組は審判確定まで数か月を要するため、各年度の委託数と成立件数は一致しない。

(4) 児童家庭支援センターへの指導委託等の実施状況

児童家庭支援センター 指導・指導委託件数	
令和2年度	29
令和3年度	37
令和4年度	40
令和5年度	13
令和6年度	17

児童家庭支援センター 指導・指導委託件数 (令和6年度)		
養護相談	児童虐待相談	4
	その他の相談	12
育成相談	性格行動相談	1
	不登校相談	0
	適性相談	0
	育児・しつけ相談	0
合計		17